

べつかい協働のまちづくり補助金（一般型）交付事務取扱要領

（目的）

第 1 条 この要領は、別海町自治基本条例を遂行していくにあたり、多様な主体（町民及び町民以外で別海町に関係のある人々や団体）が町民参加と協働のまちづくりに関心を持ち、積極的に関わっていく活動に対し、別海町振興奨励補助規則（昭和46年規則第4号）に基づく補助金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象団体及び事業）

第 2 条 補助金の交付を申請できる団体（以下「団体」という。）及び補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に掲げる要件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体及び補助事業は対象としない。

（1）町内会活動等を目的とするもの。

（2）営利を目的とするもの。

（3）宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とするもの。

（4）自治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とするもの。

（5）公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にあるもの（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

3 補助の対象とする活動は、多様な主体が次の各号に該当する協働のまちづくり活動で、今後も継続して行われ、地域・社会へ貢献すると共に、地域の人材育成、町民生活の向上、地域づくり等に寄与するための活動とする。

（1）地域コミュニティづくりへの取組に関する活動

（2）公共財産の保全と活用に関する活動

（3）協働のまちづくりに資する研修会等への参加

（4）その他町長が特に必要と認めた活動

（補助基準）

第 3 条 補助対象となる活動の補助基準は、次の各号によるものとする。

但し、多様な主体の管理運営事情等により難い特別の理由があると認められるものについては、この限りでない。

（1）1団体あたり経費の2分の1を補助する。

（2）1団体あたりの補助額は10万円を限度とする。

（補助対象経費等）

第 4 条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の交付対象から除外する経費は、別表第1に掲げる経費とする。

（補則）

第 5 条 この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

1. 要件	(1) 団体	<p>その成果が期待でき、次に掲げる実態を備える団体とする。</p> <p>ア 団体構成員中、町民が5人以上含まれていること。</p> <p>イ 活動拠点が町内にあり、地域又は町民を対象とした活動であること。町外での活動は対象としない。</p> <p>ウ 組織における規約等があり、会計処理については金融機関口座を有し、明確かつ適切に行われていること。</p> <p>エ 各種団体の連合体による実行委員会組織については、主たる団体を明確にし、上記要件を満たすものとする。</p>
2. 補助対象経費と補助対象外経費	補助対象経費と補助対象外経費については、以下のとおりとする。	
	<p>(1) 対象経費</p> <p>(2) 対象外経費</p>	<p>ア 対象外経費以外のもの。</p> <p>ア 町から既に他の補助金を受けている活動。</p> <p>イ 事業実施主体（主催者等の事業運営者又は事務局等）に係る飲食経費や報酬等の経費。但し、事業に伴う会議等で必要な飲料や労力の提供に対してお礼に代わり提供する飲料等を除く。</p> <p>ウ 事業参加者に無料若しくは著しく安価な価格で配られるもの（賞品及び事業目的との関係性に乏しい飲食類等の無料配布）。</p> <p>エ 商品券等の金券に類似するものの経費。但し、地域通貨的な商品券を除く。</p> <p>オ 対象事業以外の目的も有し、かつ事業実施主体（主催者等の事業運営者又は事務局等）の経常的な支出を伴う経費。</p> <p>カ 不動産の売買等に関する経費。</p> <p>キ 備品の購入において、単品での使用が可能であり、かつ対象事業以外にも使用できる備品で、1品の単価が3万円を超えるもの。</p> <p>ク 事業完了後に余剰金（繰越金等）が発生した場合、これに相当する額。</p> <p>ケ 予備費、若しくはこれに類似するもの。</p> <p>コ 領収書等により、支払いが明確にできない経費。</p> <p>サ その他補助事業に直接関係しないで、町長が社会通念上適切でないとして認めた経費。</p>